

京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
<p>前文</p> <p>京丹波町議会は、憲法が定める「地方自治の本旨」を実現するため、二元代表制のもと、町民から直接選挙された機関として、その権能を十分に発揮することにより、町民福祉の向上に寄与する責務がある。</p> <p>その実現のため、京丹波町的意思決定機関である議会は、その審議過程において、<u>徹底した情報公開による公正性、公平性、透明性及び信頼性を確保し</u>、議決事項については、議会として町民への説明責任を負うものである。また、議会への町民の参画推進を促進することで、開かれた議会を実現し、町民の意見を最大限に反映させる義務がある。</p> <p><u>上記の理念に基づき、議会及び議員の活動原則</u>、議会と町民と行政との関係を定めることにより、町民に信頼される議会をつくり、京丹波町発展に寄与することを目指して、<u>京丹波町議会基本条例</u>を制定する。</p>	<p>前文</p> <p>京丹波町議会は、憲法が定める「地方自治の本旨」を実現するため、二元代表制のもと、町民から直接選挙された機関として、その権能を十分に発揮することにより、町民福祉の向上に寄与する責務がある。</p> <p>その実現のため、京丹波町的意思決定機関である議会は、その審議過程において<u>徹底した情報公開による公正性、透明性、信頼性を確保し</u>、議決事項については、議会として町民への説明責任を負うものである。また、議会への町民の参画推進を促進することで、開かれた議会を実現し、町民の意見を最大限に反映させる義務がある。</p> <p><u>この基本条例は上記の理念に基づき、議会・議員の活動原則</u>、議会と町民と行政との関係を定めることにより、町民に信頼される議会をつくり、京丹波町発展に寄与することを目指して、<u>この</u> 条例を制定する。</p>